

(陳受23第32号)

国民のこころの健康を守る基本法（仮称）の法制化を求める意見書提出に関する陳情

受理年月日	平成23年11月30日
陳情者	中町3-17-18 西村 洋

陳情の要旨

現在、国民の「こころ」は、深刻な状況にあります。平成10年から毎年3万人以上の人々が自殺によって命をなくしています。平成17年には300万人以上の人（人口の約3%、統合失調症、類似の病、うつ病等）が精神科を受診するようになり、今も増加傾向が続いています。武蔵野市でも、精神障害者手帳の所有者は、平成22年4月には606名、自立支援医療（精神通院）受給者数は約1,400名で、これも増加傾向が続いています。

平成23年7月6日、厚生労働省は「4大疾病：がん、脳卒中、心臓病、糖尿病」に精神疾患を加えて「5大疾病」とする方針を定めました。がん152万人、糖尿病237万人に対して、精神疾患は300万人に上り、重点施策が不可欠と判断されました。精神疾患に関しては、他の障害（身体、知的、各障害）に比べ、人権、医療、福祉ともにハンディキャップがあります。精神疾患の病状による社会生活の困難さは、外から見えにくく、本人の苦しみが理解されがたいことなどから、他の2障害とは大きく異なっています。平成18年4月から3障害一緒に支援する法律がつくられましたが、サービスの実態は立ちおけています。地域で暮らす患者を支える家族に対しても、支援が必要であることが最近になってようやく認識されるようになりました。長期の精神障害を持つ人の家族が精神健康上の困難を持つ率は、一般の人の3倍であると言われています。

厚生労働省は、平成22年4月から家族、当事者（27名）、医療福祉の専門家、学識経験者（63名）が集まり、「こころの健康政策構想会議」を設立しました。この会議では家族、当事者のニーズにこたえることを主軸に据えて63回の会議を重ね、提言をまとめ、平成22年5月末に厚生労働大臣に「こころの健康政策についての提言書」を提出しました。

以上の趣旨から、武蔵野市議会が、上記提言書の中で書かれている、1. 精神医療の改革、2. 精神保健の改革を軸とした、国民のこころの健康を守る基本法（仮称）の制定を促進する意見書を国会及び関係行政庁に提出くださるよう陳情いたします。